

# 必！されど現状では虚しき 闘貴。

## 「違憲状態」下の12・16衆院選

民主の転落は保証書付き

政党合併は選ぶ側の不利益

『民主党』の「泥鰌総理」が『自由民主党』（自民党）の要求に折れる格好で一日、衆議院の解散に出た。丁度一箇月後の一月二六日、東京都知事選挙―前知事の任期中辞職に因る―との同日投票。―沖縄県内の「街中の軍基地」解消が叶わず―其の正に「張本人」である民主党政権発足時の首相は「泥鰌総理」の意向を拒んで今回の衆院選に立候補せず国政の場から退く旨を表明した（二一日）―、「三・一一」（東北地方太平洋沖地震）からの復興も遅々として進まず、公務員制度や公営年金制度の根本見直しも行わずして消費税増税、…等々と失政の数々を挙げる迄も無く、個々の政策所が「君主（天皇）制か共和制か」すら内部が一致しない「寄り合いの政

二六日現在、今回の衆院選への参加を表明している政党は、五人以上の既存の国会議員（「前」衆議院議員を含む）を擁する党（其未滿は一般新聞の記事や放送番組（特設の「政見放送」を除く）では「諸派」とでしか扱われない）だけで一四を数え、内五党は前回（二〇〇九年八月）後に興っている。其の五党中の一党・『日本維新の会』（以下、「維新」）は前述の衆議院解散の翌日、設立し代表党首を務めて来た大阪府大阪市長が「代表代行」に降格、「たちあがれ日本」改め「太陽の党」を合併し、「太陽…」党首だった前東京都知事を代表且つ総理大臣（首相）候補として衆院選に立候補させる一方、「目玉政策」の一つだった「二〇三〇年代に於ける原子力発電廃止」について年限を削り、亦「団体献金の禁止」については撤回した。

### 闘貴こそ日本政治に必須

他党の個々の政策について注目を付ける訳では無いし、其の資格も無い。但、前述二件の合併については、敵ながら「残念」と言わざるを得ず、虚しさをも禁じ得ない。政党―一つの思想信条の下に組織されている「筈の」―間の合併には双方の政策の「摺り合わせ」が必然と成り、其は選ぶ側の利益には成らぬからである。

今日本の政治・立法の領域に在って先ず必要なのは、完全な二大政党制の「シングルマッチ」で無ければ、複数の政党が大手を中心として二手に分かれての「タッグマッチ」でも無い。―「バトルロイヤル」（格闘技に於いて三人以上が一度に試合を行う事。以下、「闘貴」）だ！即ち、一四在る政党更には恐らく今回も新規参入を試みる一乃至複数の政治団体・其の各々が独自の立場に拠る主義主張を選挙運動の場で正々堂々と互い

にぶつけ合って議論を戦わせる。国政は一時的に混乱する事と成ろうが、其を通して、大多数の成年国民の希望と利益に叶う政策を具体的且つ建設的に提案そして実行出来る党が勝ち残って、次の国政選挙を通して縊り多くの議席を得、内一つの政党が過半数を占めた時、一時的な混乱から脱して新たな安定の時代が其処から始まる。―そう云う過程を経ずして、此の国・日本の「新たな出発」―帰帰では無く―も在り得まい、と本党は創業時から考え続けている。

「日本国憲法」案」とは相容れない話であり、彼等「右・保守」に對抗する所謂「平和勢力」と云われる各党（既存の『日本共産党』や『社会民主党』の他、新設の『みどりの風』も其の範疇に含まれるとされている）の見解とも相容れなからう。

僚も原則として国会議員から選び且つ国会議員を兼ねつつ行政も「司る」議院内閣制が、例えば「三・一一」の如き「自然の狂気」故に壊滅状態と化した共同体の復興・再建―其の地に居座らねば判らぬ事が多い―を果たすに機能し得る制度なのか。等々…。―このうした現行憲法下の政治制度に少なからず疑問を持っている人々が、所謂「平和勢力」の人々の中にも少なからず居るだろう。彼の「三・一一」以降は特に、そう云う人々の数が多くなっているのでは無からうか。

### 改憲には改憲で対抗を

今一つの、今回の衆院選について残念且つ悔しい事は、本党が「闘貴」に参加出来ぬばかりか、本党の主義主張に限り無く近き政党「或いは政治団体」が前述一四党の中には存在しない、と云う事だ。「第三極云々」と云われている新興政党間の合併を敵ながら「残念」と前述したが、今回の衆院選に参加を予定の一四党中、「維新」や自民党を含め、現行日本国憲法の改定（「自主憲法制定」を含む。以下、改憲）を唱える数党は全て、天皇を「元首」として君主制を護持する事・軍隊を持ち且つ「集団的自衛権」（日本の領域が武力攻撃に遭わなくとも、アメリカ合衆国又は其の軍事同盟下に在る他国が武力攻撃を受けた場合に「自国が武力攻撃を受けた」と見做し、攻撃を行った当該相手国に対して武力を行使する権限）の行使を可能とする事・『君が代』を国歌として憲法に明記する事―の三点については見解が一致している。―是等は何れも、本党の『新

改憲には改憲で対抗を 衆院選の公示迄あと七日。今から憲法を見直すには「余裕無い」かも知れぬ。が、敢えて言おう。―「護憲」は「守り」でしか無い。「改憲」には「改憲」で対抗せよ。「右・保守」では無い各党も、現行の日本国憲法を一旦、「零」から見直し、改めるべきは改めて「右・保守」とは一線を画す改憲案を提示した上で、「闘貴」に臨むうではないか。其・即ち憲法と云う一国家に於ける「最高の法」を巡ってお互いに「攻め」の姿勢で議論を戦わせる事こそが、活力が失せてる感を否めぬ今の日本の政治に在って何よりも必要不可欠である―と「本党の『新「日本国憲法」案』を一度、お読みになってから其を参考としつつ、憲法案を組み立てて戴く事を、序乍らお勧めしたい」。

其の所謂「平和勢力」の各党は併し、「現行憲法の擁護」（以下、「護憲」）に未だに拘っている云おうか囚われている（と言って良い）。彼等は、現行憲法の第九條（国際紛争解決手段としての戦争の放棄と軍備の不保持）と第三章（国民の権利と義務）の一部条文（主に「表現の自由」と「信教の自由」に関して）を根拠として「護憲」を唱えている様だが一方、政治機構については定めていない第四章以降については全くと言って良い程、言及していない（第一章（天皇）については共産党だけが批判的に言及している。が、其で居て共産党も「護憲」を唱えるとは矛盾も好い所）。是を「囚われている」と敢えて言うのは、前述の第九條と第三章の一部条文とに目が行く余り、他の章や条文に迄は頭が廻らない状況に置かれている様に、本党としては思えて止まぬからだ。

例えば：。今回もそうだが、為政者の都合で不定期且つ「陛下は斯く仰せに成った」式（内閣（総理大臣（首相））が天皇の名を借りて行う「国事行為」）で殆ど突発的に解散―其から選挙後の当選証書の交付は必然的に「政治空白」―と成る下院（衆議院）が優越の二院制が果たして、「選ぶ側にとっての利益」―そして「国家と云う共同体を「可能な限りに於いて」安定的且つ計画的に営む為の利益」に叶う制度なのか。首相を始め他の閣

沁みつつ認識した三年二箇月余り。最高裁判所が「現行憲法違反の状態」と判定した同院小選挙区の区割の見直しは「五人減」と共に約束されたものの実行は来春以降で、「違憲状態」の儘で行われる今回の衆議院議員総選挙。民主党が少なくとも半数以上の議席を失って（二桁に留まるか？）野党に転落する事は「保証書付き」だろう。

五党の中には『減税日本・反TPP（環太平洋経済連携協定）・脱原発（原子力発電）を実現する党』成る珍名の党も在る。愛知県名古屋市長が党首を務めて来た「減税日本」と、『国民新党』の創設者にして同党から「脱走」した（？）前衆議院が設立したばかりの「反TPP…」する党」とが、二二日付で合併・再発足したものだ。本党・全日本共和国としては、

新規参入組を含め複数且つ多数の政党（或いは政治団体）が議席を分け合う様な形で国政の場に進出し、其等各々の政党が議場（更には委員会室）に於いて独自の立場に拠る主義主張を正々堂々と互い

にぶつけ合って議論を戦わせる。国政は一時的に混乱する事と成ろうが、其を通して、大多数の成年国民の希望と利益に叶う政策を具体的且つ建設的に提案そして実行出来る党が勝ち残って、次の国政選挙を通して縊り多くの議席を得、内一つの政党が過半数を占めた時、一時的な混乱から脱して新たな安定の時代が其処から始まる。―そう云う過程を経ずして、此の国・日本の「新たな出発」―帰帰では無く―も在り得まい、と本党は創業時から考え続けている。

「日本国憲法」案」とは相容れない話であり、彼等「右・保守」に對抗する所謂「平和勢力」と云われる各党（既存の『日本共産党』や『社会民主党』の他、新設の『みどりの風』も其の範疇に含まれるとされている）の見解とも相容れなからう。

僚も原則として国会議員から選び且つ国会議員を兼ねつつ行政も「司る」議院内閣制が、例えば「三・一一」の如き「自然の狂気」故に壊滅状態と化した共同体の復興・再建―其の地に居座らねば判らぬ事が多い―を果たすに機能し得る制度なのか。等々…。―このうした現行憲法下の政治制度に少なからず疑問を持っている人々が、所謂「平和勢力」の人々の中にも少なからず居るだろう。彼の「三・一一」以降は特に、そう云う人々の数が多くなっているのでは無からうか。